

文例（預貯金の表示）

第〇条 遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
- 2 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 定期貯金
口座番号 〇〇〇〇〇

預貯金を記載する場合は、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号を明記しましょう。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などは「預金（よきん）」、郵便局、農協、漁協においては「貯金（ちょきん）」と呼称します。なお、郵便貯金は、「ゆうちょ銀行」となった後も、従来通り「貯金」と呼称されます。

｜ 預貯金の相続

遺贈や「相続させる」旨の遺言により、特定の預貯金債権を特定の相続人に承継させる場合、遺言の効力の発生と同時に、当該相続人や受遺者に帰属することになります。預貯金の払戻手続き等も、相続した相続人もしくは受遺者だけで行うことができます。